

別表1 推進店の登録基準

推進店の登録には、以下の1及び2の基準を満たすことが必要となる。

1. 共通の基準

全ての店舗等は、以下の基準を全て満たさなければならない。

登録基準の内容	
①	地産地消の推進に賛同し、館山産の農水産物等を積極的に使用すること。
②	食の安全・安心に十分配慮した農水産物、料理等を提供すること。
③	館山産の農水産物等を使用していることなどを、消費者にわかりやすく伝えること。
④	館山市内に店舗等があること。
⑤	推進店に登録された場合、配布するPR資材を（のぼり旗、ポスター等）を店舗や売り場等に提示すること。
⑥	市が指定する地産地消推進店のシンボルマークを、POP（販売促進広告）、パンフレット、商品パッケージ等への使用に努めること。
⑦	推進店について、市のホームページやパンフレット等により、紹介することを承諾すること。
⑧	市が実施する地産地消推進のイベント事業等への協力に努めること。

2. 分類ごとの基準

上記の共通の基準のほかに、店舗等の分類ごとに以下の基準を全て満たさなければならない。

分類	登録基準の内容
直売所・小売店	①週2日以上営業している店舗であること。ただし、生産者の行う市（朝市、青空市等）、直売所については、この限りではない。 ②スーパー等の量販店については、館山産の農水産物等の販売コーナーを設けるなど、その集積に努めること。
加工食品業（製造・販売）	①館山産の農水産物等を主原材料として作られた商品があり、その旨を商品パッケージ等に表示すること。 ②原材料表示に「館山産」等の表示に努めること。ただし、他の法令に定めのあるものについては、この限りではない。
飲食店、宿泊施設	①米、米粉については、館山産の使用に努めること。 ②館山産の農水産物等を使用した料理があること。 ③食材として使用した館山産の農水産物等をメニュー等に表示すること。 ④推進店に登録された後においても、館山産の農水産物を使用した料理を増やしていこうとすること。